

# 日本→韓国

## 重要な事業上の目的の隔離免除 (ビジネスラック)

## 一般入国手続 (レジデンスラック)

日本

### 出国前

- 在京韓国大使館・総領事館にて査証申請（注1）
- 在京韓国大使館・総領事館にて隔離免除書の受領（注2）
- 出国前72時間以内にPCR検査証明の取得

### 入国時

- 空港又は臨時検査施設でのPCR検査
- 健康状態質問書・特別検疫申告書・隔離免除書・PCR検査証明の提出
- 自己隔離者安全保護アプリ及び自己診断アプリの導入等

### 入国後

- 隔離免除期間中の公共交通機関不使用
- 活動計画書に基づき滞在先と勤務先の往復等に限定
- 隔離免除期間中の健康フォローアップ

### 帰国前

- 14日間の健康モニタリング
- 出国前72時間以内に新型コロナウイルス検査証明の取得（注3）

### 帰国時

- 質問票（健康状態等）・誓約書・本邦活動計画書・検査証明の提出（注3）
- 接触確認アプリの導入等

### 帰国後

- 14日間の公共交通機関不使用
- 本邦活動計画書に基づき、14日間は自宅と勤務先の往復等に限定
- 14日間の健康フォローアップ、位置情報の保存

韓国

日本

日本

### 出国前

- 在京韓国大使館・総領事館にて査証申請（注1）

### 入国時

- 空港での検疫（発熱等の症状がある場合にはPCR検査）
- 健康状態質問書・特別検疫申告書の提出
- 自己隔離者安全保護アプリ及び自己診断アプリの導入等

### 入国後

- （空港での検疫の際に発熱等の症状がない場合）入国後3日以内に保健所でのPCR検査
- 14日間自宅又は施設での隔離
- 14日間の健康フォローアップ

韓国

（注1） 査証申請の際に、申請日前48時間以内に医療機関が発給した診断書等の提出が必要。健康状態に関するインタビューも実施。

（注2） 隔離免除書は韓国の受入企業・団体等が韓国国内の関係省庁に申請。申請時に活動計画書及び隔離免除同意書等を提出。隔離免除書は発給日から1週間以内に韓国に入国する場合に限り有効。対面での受領が原則であるが、事情に応じてメールでの受領も可。

（注3） 韓国滞在期間が7日間以内である場合は帰国・再入国前に検査証明を取得するか帰国・再入国後に自費で検査を受けるかを選択可能。

※対象者が本邦帰国時に行動制限の緩和を選択しない場合には、現行の水際措置（質問票の提出、14日間の自宅等待機及び公共交通機関不使用の要請）が適用されるのみ。